

宝城中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

(1) いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号 第2条(定義)より】

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある決して許されない行為である。

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、起こりうるとの認識をもって取り組む必要がある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

(2) いじめの防止等のための対策の基本となる事項

① 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- a) 学校の重点目標のひとつとして、「対話」のスキルを活かし、他者の思いを聞き取る・多様性の理解」を掲げ、組織的に取り組む。
- b) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
※心が通い合う体験(構成的グループエンカウンターやグループワークトレーニング)を活用した学級集団づくりに取り組む
- c) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動を生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- d) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間を利用し、学級・学年主張大会の実施、人権作文・詩の作成等、人権教育の充実を図る。

イ いじめの早期発見のための措置

- a) いじめを早期に発見するため、チェックリストの活用及び在籍する生徒に対する調査を毎月実施するとともに、相談ポストの設置等、その他必要な措置を講ずる。
「学校生活アンケート」…学期に1回実施
「いじめに特化したアンケート」…月1回の実施
(留意点) ・調査用紙の配布及び回収は、学級担任等が直接行う
・調査実施後は、調査結果に基づいて個別面談を実施する
- b) 教育相談週間(7月、12月)を設定し、教育相談活動の充実を図る。
- c) 生徒及び保護者との信頼関係を構築し、相談しやすい環境を整える。
・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。

- a) 学校基本方針の共通理解を図る研修会及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した研修会の実施(年度当初)
- b) 専門家を招聘した研修会(長期休業期間)の実施

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットやスマートフォン・携帯電話の情報モラル研修会を行う。

- ・ 生徒対象学習会(5月に実施)・生徒会による「私たちの人権宣言」(スマホ・ケータイ版)の徹底
- ・ 保護者、生徒、職員対象の研修会(5月にPTA研修委員会主催で行う)
- ・ 生徒に対しては、電子メディアとの適切な関わり方やネット利用によるリスクの現状理解をさせていく。

② いじめの防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、児童・生徒支援加配、養護教諭、SC、SSW
〈活動〉・いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

〈開催〉週1回(月曜日の6校時)に定例開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする

イ いじめに対する措置

- a) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- b) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- c) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる処置等を講ずる。
- d) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- e) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、小郡市教育委員会に速やかに報告する。

イ 小郡市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果を、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

④ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめを防止するための取組に関すること

(3) いじめ防止対策に関わる取組

視点		項目	具体的内容
いじめ の早期 発見の 取組	1	いじめの早期発見に向けた定期的な取り組みの実施	「学校生活アンケート」等の取組については、月に1回実施。「教師用チェックリスト」「家庭用チェックリスト」等を活用した取り組みを学期に1回実施。
	2	気になる生徒の継続的状況把握と情報の共有化	気になる生徒について、学年及び学校内で定期的に情報交換を行い、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応に努めるとともに、継続的な指導に役立てる。
	3	いじめ問題に関する取り組みの保護者への啓発	「家庭向けリーフレット」「家庭用チェックリスト」を保護者に配布し、学校の取り組みを啓発するなどして、家庭・地域等と連携したいじめの早期発見・早期対応の取り組みを行う。
教育相 談体制 の整備	4	教育相談担当者を中心とした教育相談体制の充実	学校における教育相談担当者を校務分掌に位置づけ、学校のエducational相談の計画的実施を図るとともに、専門家(スクールカウンセラー等)を活用するなどして、教育相談体制の充実を図る。
	5	全生徒を対象とした教育相談の定期的実施	学期に1回程度の教育相談週間等を設定し、全生徒を対象にした教育相談を実施し、いじめの早期発見・早期対応や生徒の悩みや不安の解消に役立てる。
	6	相談ポストの設置と活用	校内に相談ポストを設置し担当者が定期的に確認し、必要に応じて関係者と連携しながらいじめ等の問題行動の早期発見・早期対応に役立てる。
組織的 指導体制 の整備	7	「校内いじめ対策委員会」の定期的な開催	「校内いじめ対策委員会」に担当者を位置づけ、週1回程度開催し、気になる生徒への対応やいじめが発見されたときの具体的対応を協議するなど、いじめ問題への組織的対応を行う。
	8	いじめ問題に関する確実な報告・連絡体制の整備	「校内報告・連絡マニュアル」等を作成し、連絡・報告体制が職員間で共通理解されるとともに、いじめ問題に関する報告・連絡が学級担任等から管理職まで円滑に行われ、教育委員会への報告も確実に行う。
	9	いじめ問題に関する取り組みの評価と改善	いじめ問題に関する取り組みの評価を学校評価に位置づけ、定期的に取り組みの点検を行い、不十分な点については改善を行う。
いじめ 問題等 に関する校 内研修等 の充実	10	いじめ問題についての適切な認識と共通理解に関する研修会の実施	年度当初に「手引き」等を活用した職員会議・校内研修会等を実施し、いじめ問題の報告・連絡体制や早期発見・早期対応の取り組みに関する共通理解と教職員の危機意識の高揚を図る。
	11	教職員の生徒理解の深化及び実践的指導力の向上に関する研修会の実施	長期休業中等の校内研修会においてスクールカウンセラー等の外部の専門家を招聘したり、事例研究を行ったりして、教職員の生徒理解の深化や実践的指導力の向上を図る。
	12	いじめ問題に関する保護者対象の研修会の実施	PTA 総会や PTA 地域研修会、学級懇談会等において、いじめ問題に関する保護者対象の研修会や学校の取り組みの説明を行い、いじめ問題への保護者の意識を高めるとともに、学校と協働した取り組みの推進を図る。